

離職される看護職の皆様へ

届出制度(とどけるん)への登録のお願い

◆看護師等の離職時等の届出登録をお願いします。

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許をもち、病院等を離職した場合などに「都道府県ナースセンター」へ氏名や連絡先などを届け出ることが、努力義務となりました。(平成27年10月～)

◆登録は、本人による登録の他、ナースセンターによる代理登録や、病院や施設等からの代行登録も可能です。

※届出制度『とどけるん』は、求人サイト『e ナースセンター』と連携することが可能です。連携させると、無料で簡単に求人検索をすることができ、就職活動にご利用いただけます。

届出登録の留意点

- ① 看護師等の免許をお持ちの全ての方が対象です。
★看護協会員の有無は問いません。
- ② 届出は、個人登録が原則です。「ID」「パスワード」の管理をお願いします。
- ③ 次の就職先が決まっている場合でも、離職時等に該当しますので、届出をお願いします。
- ④ 届出内容(住所・連絡先など)に変更があった場合は、修正が必要です。
- ⑤ 施設代行登録した場合は、離職する本人に「ID」「パスワード」を伝えて下さい。
- ⑥ 届出制度登録時、e ナースセンターへの登録を「希望する」を選択すると、求人サイト『e ナースセンター』が利用できます。
- ⑦ 届出は一度のみです。
すでに届け出た内容に変更がある場合は、『とどけるん』にアクセスし、情報の修正をお願いします。



届出の方法

◆パソコンから



◆スマホから

こちらの
QRコードから →



新潟県ナースセンターは、届けられた情報をもとに、ライフスタイルに合わせた働き方を支援していきます！



新潟県ナースセンター（看護職の無料職業紹介所） 本所：025-233-6011
*お近くの上越支所・長岡支所・南魚沼相談窓口・柏崎相談窓口もご利用下さい。